

ご存じですか？  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金

私立用

## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

## 2. 対象となる学校

- ・高等学校 ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校 ・海上技術学校

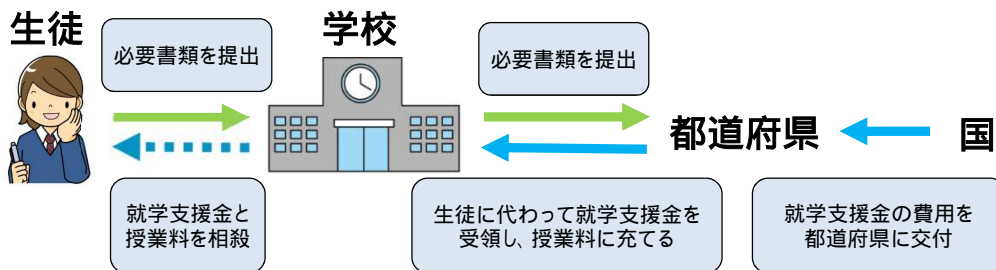
国立・公立・私立  
は問いません



## 3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続・書類

### 申請をしなければ支援は受けられません

#### (1) 申請手続 (4月の入学時)

申請書 (進学先の高校で配付されます)

課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

次のいずれかに該当する者は申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通算して36月を超えた者
- ・保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が50万7,000円以上の者

#### (2) 届出手続 (毎年6月～7月頃)

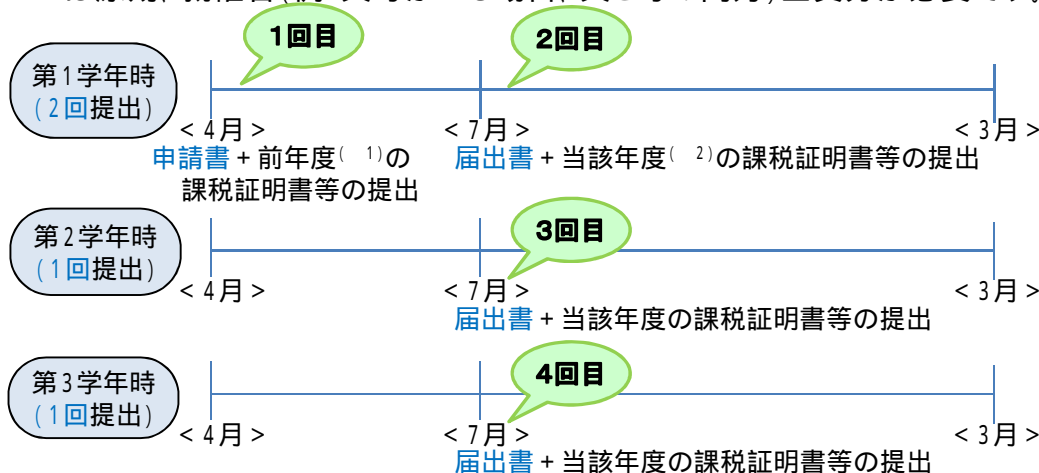
継続して支給を受けるために必須です。

届出書 (進学先の高校で配付されます)

上記(1)と同様(課税証明書など)

とを高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。



- 1 平成30年度に提出する場合は、29年度の課税証明書等
- 2 平成30年度に提出する場合は、30年度の課税証明書等

「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割」は、所得に応じて課税されます。

## 5. いくらもらえるの？

道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額	支給額（全日制・年額）
50万7,000円未満 （年収590万円～910万円未満程度）	11万8,800円
25万7,500円未満 （年収350万円～590万円未満程度）	17万8,200円
8万5,500円未満 （年収250万円～350万円未満程度）	23万7,600円
0円（非課税） （年収250万円未満程度）	29万7,000円



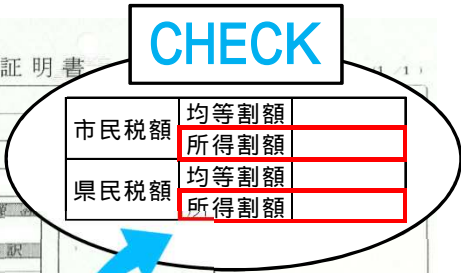
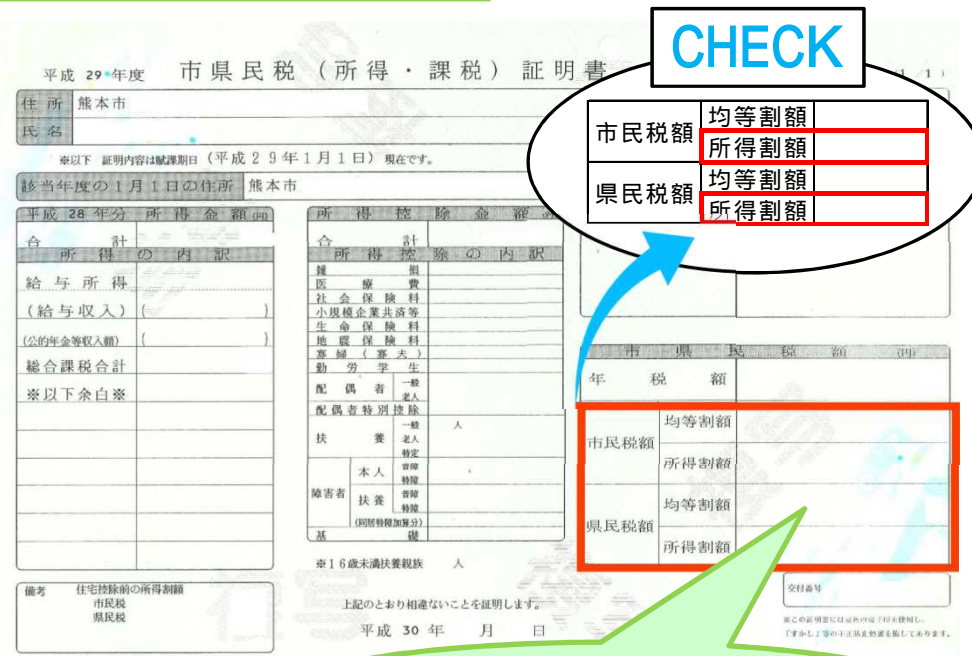
受給資格の確認は、年収ではなく、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額で行います。この額が**50万7,000円以上**の場合、授業料の全額を負担していただきます。

上記年収はサラリーマン世帯の目安です（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。**必ず道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認ください。**

定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

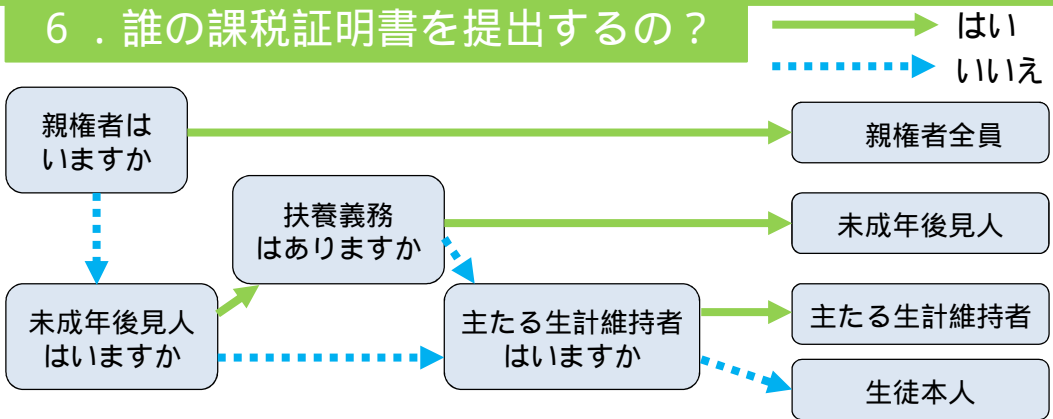
## 7. 課税証明書って何？

（市区町村により形式は異なります）



道府県民税及び市町村民税の均等割額は確認する必要がありません。

## 6. 誰の課税証明書を提出するの？



次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。  
 ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合  
 ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等  
 詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書（市町村役場、出張所で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配付。6月頃に配付されるので、大切に保管して下さい。）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
- 源泉徴収票では確認できません。

税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告して下さい。

熊本県では、就学支援金とは別に、収入に応じた授業料減免を設けています。

熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班  
 TEL : 096-333-2064